

学生便覧（2020年度）変更等の内容 （令和2年度以前の入学生に適用）

■ 気象警報発令等による授業等の取扱い

ページ	名称	変更等の内容	現在の内容	特記事項
P.33	気象警報発令等による授業等の取扱い	「避難勧告」が廃止となり、「避難指示」に一本化。 ※気象警報発令等による授業等の取扱い（変更部分赤字） 【pdf リンク】		災害対策基本法が令和3年に改正（5月10日公布、5月20日施行）され、「避難勧告」が廃止となり、「避難指示」に一本化。

■ 学則

ページ	名称	変更等の内容	現在の内容	特記事項						
P.177	授業料	第 41 条 授業料を免除された者でその理由が消滅した者の授業料の免除は、当該期までとし、翌期から免除前の授業料を納入するものとする。	第 41 条 授業料を免除された者がその理由が消滅したときは、その月から月額をもって徴収する。							
P.177	学生納付金（休学時の在籍料）	第 37 条 学生（第 28 条に規定する者を除く。）は、別表第二の学費（入学検定料及び入学金を除く。）を指定の期日までに納入しなければならない。 2 休学者については、休学期間中の授業料を免除する。ただし、別表第三に定める在籍料を納付しなければならない。 3 第 32 条の規定により再入学を許可された者の授業料は、再入学する学年と同額とする。 ※別表 第三（第 37 条関係） (単位：円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>休学の期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 期</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>後 期</td> <td>60,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	休学の期間	金額	前 期	60,000 円	後 期	60,000 円	第 37 条 学生（第 28 条に規定する者を除く。）は、別表第二の学費（入学検定料及び入学金を除く。）を指定の期日までに納入しなければならない。ただし、休学者については、休学期間中の授業料の一部を免除する。 2 第 32 条の規定により再入学を許可された者の授業料は、再入学する学年と同額とする。	
休学の期間	金額									
前 期	60,000 円									
後 期	60,000 円									

■年次別授業科目配当表（経営学部・福祉健康学部一般教育科目）

ページ	名称	変更後	変更前	特記事項
P.54 ～ P.57	一般教育科目（教養基礎科目）の削除及び追加	「プログラミング入門」は削除し、「プログラミング入門 A」及び「プログラミング入門 B」を追記する。 ※年次別授業科目配当表（変更部分赤字） 【pdfリンク】		※「プログラミング入門」の単位を修得している場合は、「プログラミング入門 A」は履修できない。

■年次別授業科目配当表（看護学部一般教育科目）

ページ	名称	変更後	変更前	備考
P.142	一般教育科目（教養基礎科目）の削除及び追加	「プログラミング入門」は削除し、「プログラミング入門 A」及び「プログラミング入門 B」を追記する。 ※年次別授業科目配当表（変更部分赤字） 【pdfリンク】		※「プログラミング入門」の単位を修得している場合は、「プログラミング入門 A」は履修できない。